## 「ろうきんグリーン友の会県連絡会」会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、ろうきんグリーン友の会県連絡会と称し、事務所を静岡市葵区黒金町5 -1 勤労者総合会館4階に置く。

(目的)

第2条 本会は、静岡県における労働者福祉運動の一環として、家庭の主婦や働く女性の 相互の交流・親睦を図り、健康で明るい生活をおくることを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
  - (1) 目的実現のために、福祉・文化活動や教育・研修活動、また健康維持増進 に向けた諸活動について独自に企画・立案・実施する他、労福協や福祉事 業団体等と協力共同し、地域や地区で実施される諸活動へ積極的な参加を 進める。
  - (2) 各会員の生涯生活設計を達成するため、労金・労済などの福祉事業団体の 趣旨を理解し、その利用を進めることにより、生活の向上をはかる。

(構 成)

第4条 本会は、各地区のグリーン友の会と第2条の目的に賛同する女性の会等の団体を もって構成する。

(組織と運営)

- 第5条 本会に、以下の組織運営機関を置く。
  - (1) 本会は、「総会」ならびに「県幹事会」をもって運営する。
  - (2) 総会は、県幹事会ならびに各地区代表幹事(地区会長、世話役代表等呼称は地区による)1名によって構成する会の最高決議機関で、活動年度終了後2ヶ月以内に開催する会議の他、必要に応じて会長の招集により開催する。
  - (3) 県幹事会は、県役員と各地域連絡会代表1名によって構成する会の執行機 関でありこの会の目的達成に必要な活動に関する事項を協議し、決定し実 践する。
  - (4) 本会の地域組織として、東部(沼津伊豆、富士)・中部(静岡志太榛原)・ 西部(中東遠、西遠)の各地域ごとに「地域連絡会」、各地区に「地区幹 事会(地区世話役会等呼称は各地区による)」を置く。
  - (5) 地域連絡会は、各地区代表幹事(地区会長、世話役代表等呼称は地区による)と各地区副代表幹事(地区副会長、副代表等呼称は地区による)によって構成し地区代表幹事の互選により地域連絡会代表1名を選出する。
  - (6) 地域連絡会は、県連絡会総会、県幹事会で議論決定された事項や連絡事項等を地区へ説明報告する他、地域内の意見や要望等集約し、県連絡会へ具申する。また地域として実施する行事を年間計画として取りまとめ企画立案から実施計画について、県連絡会事務局と綿密な調整を図る。
  - (7) 地区幹事会(地区世話役会)は、地区内で選出された幹事(世話役)によって構成され、互選により地区代表幹事(会長・地区代表世話役等呼称は地区による)1名を選出する。

その他詳細は、地区友の会会則による。

(旅費)

第6条 県連絡会ならびに地域連絡会が招集した諸会議に出席した場合、日当2,000 円及び交通費実費相当額を支払う。

(役 員)

- 第7条 本会は県幹事会として、次の役員を置く。
  - ① 会 長 1 名
  - ② 副会長 若干名
  - ③ 事務局長 1 名
  - ④ 幹事 若干名
  - ⑤ 会計監査 2 名
    - ※県幹事会で選任し、県連絡会総会で承認する。
    - ※ただし、関係する福祉事業団体より役員の派遣がある場合は、会員外の就任 を認める。

(役員の任務及び任期)

第8条 本会の役員の任務及び任期は、次のとおりとする。

[任 務]

- (1) 会長は、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき代行する。
- (3) 事務局長は、業務全般を統括する。
- (4) 幹事は、会議に参加し、会の運営に積極的な意見反映をすると伴に、決定 した事項の実践に役割を発揮する。

〔任期〕

役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし会長については原則として最長3期6年を限度とする。

(事務局)

第9条 本会の事務局に事務局次長(若干名)を配置する事とし、事務局は、事務局長・事務局次長が担当する。事務局次長は、事務局長の業務を補佐し、事務局長とともに事務局業務を統括する。(会計及び一般事務) なお、事務局員として会員・非会員を問わず専従者を配置することができる。

(財 政)

- 第10条 本会の運営は、ライフサポートセンター友の会からの助成金(労金の会員として算出される利用配当金に換算した額)、その他活動助成金等をもって運営する。
  - (1) 助成金は、一般会計にて全額受け入れた後、地区活動助成金として、地区 会員1人に付き300円(300円×地区会員数)を地区会計口座に振り替える。 さらに県活動助成金として、会員1人に付き300円(300円×全体会員数) を残し、それ以外は地域会計に振り替える。
  - (2) 県連絡会として、一般会計(県連絡会本部会計)の他、地域会計(地域連絡会会計)、活動積立金会計、特別会計を担当する。

(改 廃)

- 第11条 この会則の改廃は、県連絡会総会にて行う。
  - 附 則 この会則の実施時期は、2003年5月19日(結成20周年記念総会)からとする。

改定日2005年5月17日 (第23回定期総会)

- 2006年5月18日(第24回定期総会)
- 2007年5月23日(第25回定期総会)
- 2008年5月23日(第26回定期総会)
- 2009年5月18日(第27回定期総会)
- 2011年5月27日(第29回定期総会)
- 2013年5月22日 (第31回定期総会)
- 2017年5月23日(第35回定期総会)
- 2018年5月31日(第36回定期総会)
- 2020年5月29日(第38回定期総会)